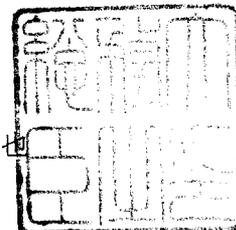




総政企第 59 号
平成 20 年 2 月 18 日

統計委員会委員長
竹内 啓 殿

総 務 大 臣
増 田 寛 也



諮問第 7 号
特定サービス産業実態調査の改正について（諮問）

標記について、平成 20 年 2 月 6 日付け平成 20・02・05 統第 1 号により経済産業大臣から別添「特定サービス産業実態調査に係る承認事項の一部改正について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認に当たり、統計法施行令（昭和 24 年政令第 130 号）第 1 条の 3 の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(特定サービス産業実態調査の改正について)

1 調査の目的等

特定サービス産業実態調査（指定統計第113号を作成するための調査）は、我が国におけるサービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和48年以降、毎年実施されている。

2 改正の趣旨

「経済成長戦略大綱」（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議）において、サービス産業を幅広く捉えた構造統計を整備することとされていることなどを踏まえ、サービス産業に関する施策等に必要となる統計の一層の整備を図るため、平成20年調査から、調査対象業種の追加を行うとともに、既存の調査対象業種に係る調査事項の変更等を行う。

3 改正内容

(1) 調査対象業種の追加

サービス産業分野において個別業種ごとにその業種特性等が大きく異なることを踏まえ、行政施策上の必要性及び統計利用者のニーズに対応し、個別業種の実態をよりの確に把握するため、「インターネット附随サービス業」、「音声情報制作業」、「新聞業」、「出版業」、「映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業」、「機械修理業（電気機械器具を除く）」、「電気機械器具修理業」、「自動車賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び「その他の物品賃貸業」の計10業種を追加する。

これに伴い、追加する各業種に対応した調査票（9種類）を新設する（「機械修理業（電気機械器具を除く）」及び「電気機械器具修理業」については共通様式。今回の調査票の新設により、調査票様式は計16種類。）。

（注）平成19年調査からの継続調査業種：11業種

「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」、「映像情報制作・配給業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「デザイン・機械設計業」、「各種物品賃貸業」、「産業用機械器具賃貸業」、「事務用機械器具賃貸業」、「広告代理業」、「その他の広告業」及び「計量証明業」

(2) 調査における民間事業者の活用

従来から国直轄で郵送調査により実施している本社一括調査（注）、及び国直轄で郵送調査により実施する上記（1）の追加業種（10業種）を対象とする調査において、調査の効率的な実施等の観点から、調査票の配布、取集等一部業務について民間事業者を活用する。

（注）すべての調査対象業種のうち、経済産業大臣が指定する企業に属する調査事業所については、当該企業の本社から傘下の全事業所分について郵送により一括調査を実施。

(3) 調査事項の変更

すべての業種に共通して、次の事項について把握するため、調査事項の変更を

行う。

ア 情報通信機器の賃借料及び取得額

情報化投資の実態を明らかにするため、年間営業費用のうち、機械・装置等に係る賃借料の内訳として「情報通信機器」の記入欄を、営業用固定資産取得額のうち、機械・装置等に係る取得額の内訳として「情報通信機器」の記入欄を追加する。

イ 無形固定資産の取得額

コンテンツ関連のサービス産業を中心として、営業用固定資産に占める比重が高まりつつある商標権や特許権などの無形固定資産の実態を明らかにするため、営業用固定資産取得額の内訳として、「無形固定資産」の記入欄を追加する。

ウ 就業時間換算によるパート・アルバイト数

労働生産性の正確な把握のため、従来から調査していたパート・アルバイトの人数に、就業時間換算（1週間当たりのパート・アルバイト全員の総労働時間を当該事業所・企業の所定労働時間で除して算出）による人数の記入欄を追加する。

エ 別経営の事業所からの派遣従業者数

業務の外部への依存の実態を明らかにするため、当該業種部門における従事者数の内訳として、別経営の事業所から派遣されている人数の記入欄を追加する。

特定サービス産業実態調査の概要

調査の目的等

我が国のサービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和48年から毎年実施している。

調査の概要

- < 調査期日 > 毎年11月1日現在
- < 調査対象業種 > ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附属サービス業など全21業種
 - ・ 19年調査からの継続調査業種：11業種（各種物品賃貸業等）
 - ・ 今回の追加調査業種：10業種（音声情報制作業、新聞業等）
- < 調査対象 > 約11万4,000事業所、約12,000企業
原則、事業所単位。ただし、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業等6業種については企業単位
- < 抽出方法 > 各業種ともに全数
- < 調査票の種類 > 業種ごとに調査票を設定。ただし、一部の業種については、共通の調査票様式を設定（全16種類）
- < 調査の流れ > 19年調査からの継続調査業種（11業種）に係る調査：調査員調査（原則）、郵送調査（一部）
 - ア 調査員調査（原則）
経済産業省 都道府県 調査員 事業所・企業
 - イ 郵送調査（一部）
経済産業省 都道府県 事業所・企業（本社一括調査企業を除く）今回の追加調査業種（10業種）に係る調査：郵送調査
経済産業省 事業所・企業（本社一括調査企業を除く）
全21業種のうち本社一括調査企業に対する調査：郵送調査
経済産業省 本社一括調査企業
本社一括調査企業とは、本社から傘下の全事業所分について一括調査することとして経済産業大臣が指定する企業

（注） 上記 及び については、調査票の配布、収集等について民間事業者を活用

結果の公表

- < 主な集計事項 > 調査対象業種ごとの従業者数、年間売上高、年間営業費用 等
- < 集計地域 > 全国、都道府県、政令指定都市
- < 公表時期 > 調査実施後 9 か月以内に速報、1 年以内に確報を公表

結果の利用

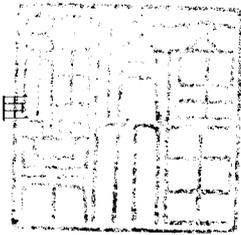
- サービス産業の振興施策の企画・立案のための基礎資料
- サービス産業における雇用施策の企画・立案のための基礎資料
- GDP 統計や産業連関表（基本表、地域表等）の作成のための基礎資料 等

経済産業省

平成20・02・05統第1号
平成20年2月6日

総務大臣 殿

経済産業大臣



特定サービス産業実態調査に係る承認事項の一部改正について（申請）

上記の件について、別記のとおり改正する必要があるので、統計法第7条第2項の規定に基づき申請します。

特定サービス産業実態調査に係る統計法第7条第1項の承認申請事項

一 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の期日

特定サービス産業実態調査は、毎年11月1日現在によって行う。

三 調査の範囲

特定サービス産業実態調査は、別表1から3及び10から21までの項に掲げる業種に属する事業所（以下「調査事業所」という。）並びに別表4から9の項に掲げる業種に属する企業（以下「調査企業」という。）について行う。

四 調査事項

特定サービス産業実態調査は、次に掲げる事項のうち別表に掲げる業種に応じて必要なものについて行う。

- (1) 事業所名及び所在地
- (2) 企業名及び所在地
- (3) 本社の所在地
- (4) 経営組織及び資本金額又は出資金額
- (5) 本支社別
- (6) 事業の形態
- (7) 会社系統
- (8) 年間売上高
- (9) 年間契約高及び契約件数
- (10) 年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額
- (11) 従業者数
- (12) 会員数
- (13) 加盟店数

五 調査の実施

1. 調査名簿の作成

(1) 別表1、2、4、9、10、13から15及び19から21までの項に掲げる業種

都道府県知事は、調査事業所及び調査企業を確定するため、特定サービス産業実態調査に先立って調査を行い、経済産業大臣が定める様式により特定サービス産業実態調査名簿1部を調査の期日以前に作成し、経済産業大臣に提出する。

(2) 別表3、5から8、11、12及び16から18までの項に掲げる業種

経済産業大臣は、調査事業所及び調査企業を確定するため、特定サービス産業実態調査に先立って調査を行い、特定サービス産業実態調査名簿1部を調査の期日以前に作成する。

2. 調査の方法

特定サービス産業実態調査は、別紙1から16までに掲げる様式による調査票によって行う。

3. 都道府県知事及び経済産業大臣による調査票の配布

都道府県知事及び経済産業大臣は、調査事業所の管理責任者及び調査企業を代表する者（以下「申告義務者」という。）に対し調査票を配布する。ただし、経済産業大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）に属する調査事業所にあつては、経済産業大臣が一括調査企業を代表する者（以下「一括調査企業の申告義務者」という。）に一括して配布する。

4. 調査票の提出

(1) 別表1、2、4、9、10、13から15及び19から21までの項に掲げる業種

申告義務者（一括調査企業の申告義務者を除く。）は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名して、1部を調査期日の属する年の11月30日までに都道府県知事に提出する。

都道府県知事は、調査票を整理した上、審査し、調査期日の属する年の翌年1月31日までに経済産業大臣に提出する。

(2) 別表3、5から8、11、12及び16から18までの項に掲げる業種

申告義務者（一括調査企業の申告義務者を除く）は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名して、1部を調査期日の属する年の11月30日までに経済産業大臣に提出する。

5. 一括調査による調査票の提出

(1) 一括調査企業の申告義務者は、経済産業大臣から配布された調査票に

所定の事項を記入し、これに記名して、1部を調査期日の属する年の12月15日までに経済産業大臣に提出する。

- (2) 一括調査企業の申告義務者は、フレキシブルディスクに所定の事項を記録し、これに一括調査企業名等を記載したラベルをはり付け、1枚を調査期日の属する年の12月15日までに経済産業大臣に提出することで本号(1)に規定する調査票の提出に代えることができる。

六 集計事項及び集計方法

1. 集計事項は、別添集計様式に掲げる事項とする。
2. 経済産業大臣は、受理した調査票及びフレキシブルディスクを総括審査した上、調査事項について機械集計する。

七 結果の公表方法及び期日

経済産業大臣は集計結果を「特定サービス産業実態調査報告書」として、調査期日から1年以内に公表する。

八 関係書類の保存期間及び保存責任者

関係書類の保存期間及び保存責任者は、次のとおりとする。

関係書類	保存責任者	保存期間
調査票及びフレキシブルディスク	経済産業大臣	3年
集計表	経済産業大臣	3年
調査票及びフレキシブルディスク並びに集計表の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）	経済産業大臣	永年

九 経費の概算

(略)

十 統計調査員

この調査の事務に従事させるため統計法第12条第1項の規定により都道府県に設置される統計調査員(以下「特定サービス産業実態調査員」という。)は、都道府県知事の指揮監督を受けて、調査票の配布及び取集その他これらに附帯する事務を行う。

十一 実地調査

統計法第13条の規定に基づき、統計官、統計主事その他特定サービス産業実態調査の事務に従事する者及び特定サービス産業実態調査員は、必要な場所に立ち入り、四の(6)から(13)までに掲げる事項について検査し、調査資料の提出を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない。

附 則

平成19年特定サービス産業実態調査以前の調査については、なお、従前の例による。

別表 調査業種

番号	業 種	業 種 の 範 囲
1	ソフトウェア業	統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件(平成14年3月7日総務省告示第139号)に定める日本標準産業分類に掲げる小分類391-ソフトウェア業
2	情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類392-情報処理・提供サービス業
3	インターネット附随サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類401-インターネット附随サービス業
4	映像情報制作・配給業	日本標準産業分類に掲げる小分類411-映像情報制作・配給業
5	音声情報制作業	日本標準産業分類に掲げる小分類412-音声情報制作業
6	新聞業	日本標準産業分類に掲げる小分類413-新聞業
7	出版業	日本標準産業分類に掲げる小分類414-出版業
8	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類415-映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
9	クレジットカード業，割賦金融業	日本標準産業分類に掲げる小分類643-クレジットカード業，割賦金融業
10	デザイン・機械設計業	日本標準産業分類に掲げる小分類806-デザイン・機械設計業
11	機械修理業（電気機械器具を除く）	日本標準産業分類に掲げる小分類871-機械修理業（電気機械器具を除く）
12	電気機械器具修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類872-電気機械器具修理業
13	各種物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類881-各種物品賃貸業

1 4	産業用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 882 - 産業用機械器具賃貸業
1 5	事務用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 883 - 事務用機械器具賃貸業
1 6	自動車賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 884 - 自動車賃貸業
1 7	スポーツ・娯楽用品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 885 - スポーツ・娯楽用品賃貸業
1 8	その他の物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 889 - その他の物品賃貸業
1 9	広告代理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 891 - 広告代理業
2 0	その他の広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類 899 - その他の広告業
2 1	計量証明業	日本標準産業分類に掲げる小分類 903 - 計量証明業

別紙 1 ~ 別紙 1 6 [様式省略]